

○横浜市寿生活館条例施行規則

昭和 40 年 7 月 1 日

規則第 61 号

注 昭和 63 年 3 月から改正経過を注記した。

横浜市寿生活館条例施行規則をここに公布する。

横浜市寿生活館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 横浜市寿生活館条例(昭和 40 年 6 月横浜市条例第 33 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(利用の制限)

第 2 条 条例第 3 条に規定する正当な理由がある場合は、次のいずれかに該当する者が利用する場合とする。

- (1) 他人の迷惑となる物品または動物を携帯する者
- (2) 係員の指示に従わない者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(平 11 規則 26・一部改正)

(休館日)

第 3 条 住居のない者及び簡易宿泊所宿泊者等を対象とする相談及び指導を行うための施設(以下「相談窓口」という。)に係る休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)
- (3) 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで

2 相談窓口以外の施設に係る休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 休日。ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日に振り替えるものとする。
- (3) 1 月 2 日及び 1 月 3 日

3 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日を開館しないことができる。

(平 5 規則 35・全改・一部改正)

(開館時間)

第 4 条 相談窓口に係る開館時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

2 相談窓口以外の施設に係る開館時間は、午前 8 時 45 分から午後 8 時 45 分までとする。ただし、日曜日及び土曜日における開館時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時までとする。

3 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(平 5 規則 35・追加・一部改正)

(指定申請書の提出等)

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 4 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 横浜市寿生活館の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(平 17 規則 95・追加)

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平 5 規則 35・旧第 4 条繰下、平 6 規則 64・一部改正、平 17 規則 95・旧第 5 条繰下、平 18 規則 84・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 40 年 6 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 47 年 6 月規則第 87 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 48 年 4 月規則第 51 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月規則第 56 号)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月規則第 15 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月規則第 7 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 5 年 4 月 11 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月規則第 35 号)

この規則中第 1 条の規定は平成 5 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 5 年 4 月 11 日から施行する。

附 則(平成 6 年 7 月規則第 64 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月規則第 26 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月規則第 95 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月規則第 84 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

別記様式(第 5 条第 1 項)

(平 17 規則 95・追加)

指定申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

横浜市寿生活館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注意)申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書

(5) 横浜市寿生活館の管理に関する業務の収支予算書

(6) その他市長が必要と認める書類

(A4)